

# Legal Networks

## 01

新年あけましておめでとうございます。  
旧年中は大変お世話になりました。  
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



旧年中は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございました。本年も貴社の更なる発展のため、微力ながら尽力して参りますので、変わらぬお付き合いの程よろしくお願ひ申し上げます。

弊所ニュースレターでは、本年も労務に関する身近な情報をお届けしてまいります。快適な職場環境の形成に貢献できるよう尽力してまいりますので、ぜひご覧ください！

リーガルネットワークス  
スタッフ一同

今年も、弊所ニュースレターでは労務に関する身近な情報をお届けしてまいります。快適な職場環境の形成に貢献できるよう尽力してまいりますので、お付き合いの程よろしくお願ひ致します。

さて、2019年もスタートしました！今年10月に「消費税増税」が実施されるなど、日本は変革の中にありますが、労務に関しても、新たな法律・制度がスタートするので注意が必要です。今回皆さまにお伝えするのは、改革の目玉とも言われている、今年4月1日に始まる「**年5日の有給休暇取得**」の義務化です。大企業、中小企業問わず全企業を対象とし、**有休が10日以上ある労働者に対し、「必ず5日以上休ませる」**ことを国がルールとして定めたのです。違反した企業には、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則もあるので、注意が必要です。

### ～年次有給休暇の時季指定義務とは？～

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。（※）

（※）年次有給休暇（労働基準法第39条）

雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（管理監督者を含む）には、年10日の有給休暇が付与されます。

●継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。

●パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

●年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季を与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。

●このため、今般、労働基準法が改正され、**2019（平成31）年4月から**、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、**年次有給休暇の日数のうち年5日**については、**使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

### ～時季指定義務のポイント～

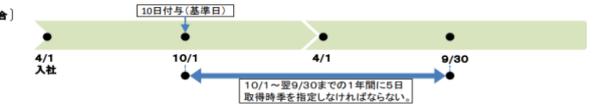
原則（従来）



新設（改訂後）



（例）4/1入社の場合



対象者は、**年次有給休暇が10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）**に限ります。

◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から**1年以内に5日**について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。

◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

### ～事務所移転のお知らせ～

1月下旬から事務所を移転致します。それに伴い、電話番号も変更となりますので、何かとご不便をおかけしますが、ご留意くださいますようお願い申し上げます。（場所は前事務所のすぐ近く、変わらず新宿御苑前となります）

◆新事務所所在地

〒160-0022

東京都 新宿区 新宿 1丁目34番13号 第1貝塚ビル 302号室

◆新事務営業開始日（予定）

2019年1月25日（金）予定

※正式決定後、再度お知らせさせていただきます。

◆連絡先

電話番号が変更になります。

03-6709-8919

### 1月の労務スケジュール

労務

1/1～1/31

12月分の社会保険料の納付

税務

1/1～1/10

12月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

税務

1/1～1/31

給与支払報告書の提出

税務

1/1～1/31

法定調書の提出

各従業員様のお住いの市区町村へ昨年の給与所得を報告します。  
会社へ送られる給与支払報告書綴括表を処理担当者へお渡しください。



Legal Networks  
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaiKANRIKENKYUJO.IP>

TEL:03-6403-0861